



## 「国際サステナビリティ情報開示基準と日本におけるサステナビリティ情報開示の今後を整理する」

文責：ESG/統合報告研究室 室長 片桐さつき

IFRS財団が国際的なサステナビリティ基準委員会の設立に向けた活動を開始したのは、2019年10月だ。それから4年弱を経て、2023年6月26日にIFRS財団傘下の機関であるISSB（International Sustainability Standards Board：国際サステナビリティ基準審議会）から、世界共通の最初の基準となる「IFRS S1」と「IFRS S2」が公表された。

IFRS S1は、「企業が短期、中期、長期にわたって直面するサステナビリティ関連のリスクと機会について投資家とのコミュニケーションを可能とするべく設計された一連の開示要求事項を提供するもの」とされており、いわゆるサステナビリティ情報開示の全体的指針が記されたものになる。IFRS S2は「気候関連の具体的な開示を定め、IFRS S1との併用を前提」とされており、サステナビリティ情報開示の中でも気候変動に特化した指針を記したものであり、TCFDの提言を完全に取り入れたものになっている。特にIFRS S2では、Scope1, 2に加えてScope3も含めて報告期間中に発生した排出量を開示することが盛り込まれた点はポイントになる。ただし、Scope3についてはその是非について様々な意見がある状況であることも、少し頭の片隅に置いておきたい。

こうした潮流を過去からずっと追ってきたサステナビリティ担当者にとっては、「やっと世界共通の基準が出来た！」と喜ばしく思っておられると思うが、有価証券報告書のサステナビリティ情報開示に四苦八苦しつつ、なんとか対応した情報開示担当者にとっては、「もうこれ以上は勘弁して！」と思っておられる方も相当数いらっしゃるのではないだろうか。これからどうなるのか、

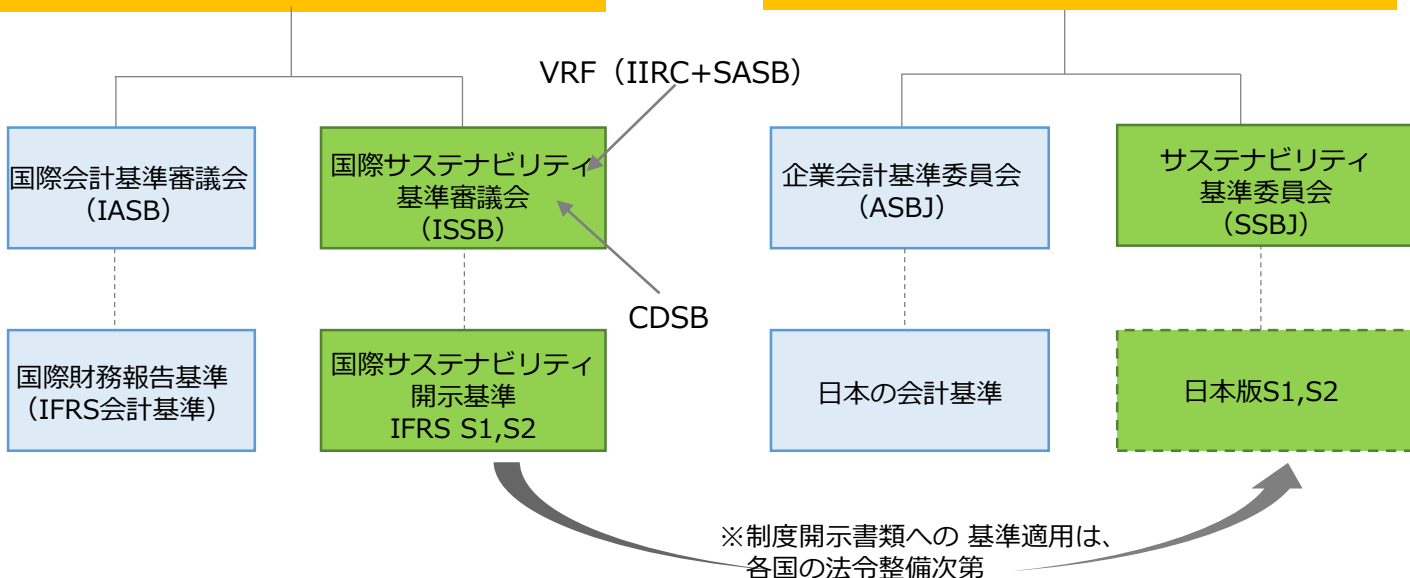
不安に思っている方も多いただろう。そんな方々が少しでもホッとできるよう、まずは現時点で分かっていることを整理し、理解できるように以下に纏めてみようと思う。

まず次ページの図版を見ながら理解してほしいのだが、ISSBは国際財務報告基準（IFRS会計基準）を作成しているIASB（国際会計基準審議会）と並ぶ形で存在している。

少しややこしくなるが、ISSBの今後の方向性を知る上では重要なので、ここでISSBの成り立ちに少し触れておく。国際統合報告フレームワークを作成したIIRC（国際統合報告評議会）と米国のサステナビリティ情報開示基準（SASBスタンダード）を作成したSASB（米国サステナビリティ会計基準審議会）が2021年6月に合併し、VRF（価値報告財団）が設立された。国際統合報告フレームワークは、組織の短・中・長期的な価値創造を具現化することを目的とした統合報告書に掲載すべき要素などを纏めたガイドンスであり、SASBスタンダードは将来的な財務インパクトが高いと想定されるESG要素に関する開示基準である。両者ともに第一の訴求相手は投資家だ。そして2022年8月に、このVRFをIFRS財団が正式に吸収し、ISSBを発足させた。こうした経緯があって、ISSBの国際サステナビリティ基準ではSASBスタンダードの考えが反映されている。なお、気候変動関連情報を企業報告と統合することを目指して発足し、フレームワークを公表していた団体、気候変動開示基準委員会（CDSB）も同時期にISSBに統合されている。

## IFRS財団

## 財務会計基準機構 (FASF)



では次に、我が国のサステナビリティ情報開示における動きを見てみる。2021年9月から企業情報の開示の在り方について金融審議会のディスクロージャーワーキング・グループで議論され、2022年6月に「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告－中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて－」が公表されたことは記憶に新しいだろう。この報告には、サステナビリティ情報等の開示充実や、四半期開示の見直しなど施策が記載されている。ご存知の方も多いと思うが、過去の有価証券報告書における記載変更の背景にも、こうしたディスクロージャーワーキング・グループの提言が反映されている。企業の情報開示の潮目をキャッチする上では、このグループの動向も把握しておきたいところだ。そして提言が公表された翌月の2022年7月1日、SSBJ（サステナビリティ基準委員会）がFASF（財務会計基準機構）の下に設立された。上図をご覧くださいとご理解いただけると思うが、前述したIFRS財団の仕組みと同様に、ASBJ（企業会計基準委員会）と並ぶ形で存在している。SSBJ設立の目的は、国内のサステナビ

リティ開示基準の開発、国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献、とされている。また、今後我が国のサステナビリティ情報開示における基準についてはSSBJが推進していくものと推察され、日本版IFRS S1,S2を策定することを掲げている状況だ。ただし世界共通のサステナビリティ情報開示基準が誕生している中で「日本版」を策定することに関しては、様々な意見があることも頭の片隅に置いておきたい。そして同年8月には内閣官房から「人的資本可視化指針」が公表され、同年5月に経済産業省から公表された「人材版伊藤レポート2.0」と両輪で人的資本経営を推し進めている。さらに、金融庁が2022年11月7日、サステナビリティ情報の「記載欄」の新設などを含めた「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案を取りまとめ、公表。2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用が始まっている。こうして改めて見ると、サステナビリティ情報開示における潮流のスピード感を認識していただけるのではないだろうか。

世界共通のサステナビリティ情報開示基準が誕生し、我が国においてもサステナビリティ情報の制度開示化が始まったことまで整理をしてきた。中にはここまでで「もうお腹いっぱい!」という方もいるかもしれないが、もう少し先まで一緒に見ていただきたい。これ以降は、今後どのような動きが想定されているのか、現段階で明らかになっている要素を纏めてみる。

まず、IFRS S1,S2の適用時期だ。2024年1月1日以後に始まる会計年度から適用開始（2025年以降の年次報告書に適用）という状況である。また、気候変動に特化したIFRS S2に続く基準を作成すべく、ISSBは2023年5月4日に情報要請（2023年）「アジェンダの優先度に関する協議」を公表、今後2年間でどのテーマから着手すべきか意見を求めている。現在挙げられているテーマは「生物多様性、生態系及び生態系サービス」「人的資本」「人権」「報告における統合プロジェクト（integration in reporting）」の4

つである。この中から優先的に基準を策定されると想定できるが、SSBJにおける「第15回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見」を見ると、人的資本、人権に関しては総じて優先すべき事項として賛成している傾向にある。我が国においては人的資本に関する開示が有価証券報告書において、部分的にはあるが開示義務化されている点を踏まえても、今後も開示要請は強くなるであろう。

では、我が国における世界基準の適用はどのようなスケジュールなのか、という話になるが、現在のところ公開草案を2023年度中（遅くとも2024年3月31日まで）、基準の確定を2024年度中（遅くとも2025年3月31日まで）としており、2025年4月1日以後に開始する事業年度から早期適用可能と公表している。また、強制適用を求める時期については、基準の公表後、相応の準備期間を考慮する、としている。

### ISSBの動き

VRF (IIRC/SASB) とCSRDを統合、ISSB発足。報告基準プロトタイプ公表

IFRS財団 IFRS S1,S2 プロトタイプ公表

IFRS S1,S2 公表

IFRS S1, S2 適用開始

2021年 11月

2022年 3月

2023年 6月

2023年 9月

2024年 1月

12月決算の企業の場合、2024年12月期の年次報告（2025年1月～2月ファイリング）から適用

ISSB：2024年1月以後に開始する事業年度から適用、ただし移行時の救済措置あり（IFRS S2号の適用初年度については、気候関連リスクおよび機会のみを報告するなど）

パブコメを切く2年間で検討すべきテーマ（S3）などへの意見募集

- ・生物多様性、生態系及び生態系サービス
- ・人的資本
- ・人権

etc

3月決算の企業の場合、2026年3月期の有報から早期適用可能

### 我が国の動き

ディスクロージャーワーキング・グループ報告 公表

SSBJ 発足

内閣官房/ 人的資本可視化 指針 策定

金融庁/ 有報における サステナビリティ情報 開示義務化

SSBJ 日本版S1,S2 公開草案

SSBJ 日本版S1,S2 確定、公開

2022年 6月

2022年 7月

2022年 8月

2023年 3月

2024年 3月

2025年 3月

SSBJ:2025年4月1日以後に開始する事業年度から早期適用可能、強制適用を求める時期については、基準の公表後、相応の準備期間を考慮

話は変わるが、昨今、新聞などでもサステナビリティ情報開示に関してややネガティブな意見も取り上げるようになったが、やっとか、という思いが筆者にはある。言い方は悪いが、日本のメディアはこぞってサステナビリティ情報開示を煽る情報ばかりを発信していた。一方でサステナビリティ情報開示に関する過度な要求が、企業の財務資本においてネガティブなインパクトを与えるのではないかと、という議論が海外の投資家を中心に交わされていたことも事実だ。この議論は決してサステナビリティを真っ向から否定するものではなく、そもそも企業に対してサステナビリティに関する過度な要求をすることは、本来得られる投資リターンを毀損するのではないかとという至極もったもんな議論である。こうした様々な議論がある中で、2022年3月に公表されたIFRS S1,S2のドラフト版に意見が寄せられ、1年強の検討期間を経て正式版として発表されたのだ。そこで、ドラフト版と正式版にはどのような差が生まれているのか、ここで少し比較してみたい。

ドラフト版からIFRS S1、S2共に「企業価値」と「Significant」が削除され、それらが「企業の見通しに影響を与えることが合理的に予想される」とした言葉に置き換えられたことによって、シンプルで理解しやすい表現になっている。また、「一般目的財務報告の利用者が、情報の関連項目間及び一般目的財務報告において企業が提供する開示間の関連性を理解できるような方法で情報を提供することを要求している。」として、明らかにキャッシュ・フローと結びついた情報の開示を求めていることがクリアになった。

正式版を見ると、「合理的に予想される」「過度のコストや労力をかけることなく報告日時点で企業が入手可能」「不必要な重複を避ける」「自社の状況に見合ったアプローチ」「自社の利用可能なスキル、能力、リソースの利用」といったドラフト版では目にしなかった言葉があらゆる箇所

に登場している。これは、企業の内容や体力にあった開示が求められている、そして横並びの漫然とした開示は求められていない、ということになるのではないだろうか。

世界共通のサステナビリティ情報基準が誕生し、我が国においてもその実行を求められる日が迫っている。ややこしくなるのでここでは述べていないが、サステナビリティ担当者としては、EUにおける企業サステナビリティ開示指令（CSRD）などの潮流にもアンテナを張らなければならない。サステナビリティ情報を潤沢に開示できる準備がある企業は、是非こうした基準に沿って開示する挑戦をしていただきたいと思うが、一方で、そこまで準備しきれていない企業も多くいるであろうし、そうした企業のサステナビリティ情報開示ご担当者は、おそらくかなり焦っておられるのではないかと推察する。その気持ちは痛いほど理解できるし、サステナビリティという言葉がつくと、何でもかんでもタスクを振られてしまう、そんな状況なのではないかと思う。もし、自分だけではどうにもならない、と感じた時には、コンサルタントに頼るのもひとつではあるが、社外のサステナビリティ担当者との横の繋がりを持ってみたいだろうか。今は情報を共有できる様々なコミュニティが立ち上がっており、ほんの少しかもしれないが、肩の荷が降りるのではないかと思う。そうした場で得られる共感や気づきはきっと自身の糧になるであろうし、また一歩前に進めるエネルギーになるのではないだろうか。サステナビリティ情報開示の潮流はまだまだ激流である。焦る気持ちを抑えて、着実に一歩ずつ歩みを進めていってほしいと願っている。